

門真市行財政改革推進計画

「市政の再生」、「財政の再建」の実現に向けて

平成17年12月

門 真 市

はじめに

この推進計画は、平成 17 年 12 月に策定した『門真市行財政改革大綱』に定めた改革の視点である、「財政危機の克服、早期健全化」、「行政の担うべき役割の重点化」、「事務事業の評価・見直し」、「組織・機構等の簡素化・効率化」、「市民の利便性・行政の透明性の向上」、「その他」に基づき、その実現に向けた推進項目の抽出並びに改革への方向性を示したものです。

なお、行財政改革の効果的な推進及び実効性を高めるため、適宜見直しを行い、必要な推進項目の整理を行います。

1．計画期間

平成 17 年度 ～ 平成 26 年度

2．推進体制

本推進計画の進行管理は、門真市行財政改革推進本部において行います。

推進項目の担当部局及び関連する部局は、推進本部のもと、目標の実現を図るため、連携・協力体制を密にし、計画達成に向けて最大限努力することとします。

目 次

実現に向けた方策

1	財政危機の克服、早期健全化	1
	自主財源の充実・確保	1
	経費の節減・合理化	4
	給与制度の適正化	7
	補助金等の整理合理化	9
	公共工事コストの縮減	9
	低未利用地の有効活用	10
	生活保護費の抑制	10
2	行政の担うべき役割の重点化	11
	委託等の民営化の推進	11
	公共施設の管理運営の効率化	14
	外郭団体等の見直し	14
	市民・NPO等との協働	15
3	事務事業の評価・見直し	16
4	組織・機構等の簡素化・効率化	18
	スピーディーで効率的な経営感覚を取り入れた体制の構築	18
	少数精鋭の組織づくり	18
	人材育成の推進	19
	電子自治体への取り組み	20
5	市民の利便性・行政の透明性の向上	21
	市民の利便性の向上	21
	行政の透明性の向上	22
6	その他	23
	特別会計等の健全化	23
	土地開発公社の健全化	24
	広域行政の推進	24
	地方分権の推進	24

計画の推進	25
-------	----

財政の再建

1 財政収支の見通し	26
収支推計の設定条件	26
収支見通し	28
2 行財政改革の推進による効果	31
効果額の内訳	31
行財政改革の推進による効果額	32
収支見通しについて	33

参考資料

1 行財政改革推進機構図	34
2 計画策定の経過	35
3 門真市行財政改革推進懇話会関係	36
門真市行財政改革推進懇話会設置要綱	36
門真市行財政改革推進懇話会委員名簿	37
門真市行財政改革推進懇話会からの提言・意見	38
4 庁内組織体制関係	42
門真市行財政改革推進本部規程	42
門真市行財政改革推進委員会規程	45

< 実現に向けた方策の表中における用語の説明 >

「実施」・・・・・・・・改革内容を実施すること。

「検討・実施」・・・・検討を行いつつ実施できるもの、または実施できる時期から取り組むこと。

「推進」・・・・・・・・改革内容の実現に向けて、不断の取り組みを行うこと

「試行」・・・・・・・・本格的な「実施」に先駆けて、試験的な取り組みを行うこと。

「調査・研究」・・・・改革内容の有効性や実現性等について、先進事例等から調査や研究を進めること。

「検討」・・・・・・・・改革内容の実施に向け、具体的な手法の検討や手続き等の準備、または実現性等についての検討を行うこと。

「 」・・・・・・・・前年度と同様の取り組みを行うこと。

実現に向けた方策

行財政改革の推進に向けて、次のとおり推進項目を定めます。

1 財政危機の克服、早期健全化 自主財源の充実・確保

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	<p>市税収納率の向上</p> <p>【納税課】 徴収体制の強化、臨戸訪問の実施、納付機会の拡充（コンビニ収納）、滞納処分の迅速化等により、収納率の向上を図ります。</p> <p><目標> 平成26年度収納率：93.5% （平成16年度決算86.7%）</p>	推進					
2	<p>広告収入の確保</p> <p>市有施設や公用車等に民間広告を掲載することにより、新たな財源を確保します。</p> <p>【市民課】 <窓口交付封筒> 企業広告入り窓口交付封筒の寄附を受けることにより、封筒の購入費用の削減を図ります。</p> <p>【道路公園管理課】 <市歩道橋> 市歩道橋に企業の道先案内を表示することにより、維持補修経費の削減を図ります。</p> <p>【行財政改革推進部】 <その他の広告事業> 様々な広告媒体等の活用を図りながら、広告収入を確保します。</p>	H17 実施	H18 検討	H19 実施	H20	H21	H22-26

3	<p>公共施設使用料等の減免の見直し 公平性の観点から、減免の適用範囲の見直しを行います。</p> <p>【市民文化課】・門真市民文化会館 ・市立市民交流会館 ・村岡自然ふる里村</p> <p>【健康増進課】・保健福祉センター</p> <p>【社会教育課】・市立小・中学校施設 ・市立幼稚園施設 ・市立テニスコート ・市立公民館 ・市立公民館(二島分館) ・市立文化会館 ・市立体育館 ・市立運動広場 ・市立青少年運動広場</p> <p>【青少年課】・市立青少年活動センター</p>	H17 検討	H18 実施	H19	H20	H21	H22-26
4	<p>市民健診における費用負担の見直し</p> <p>【健康増進課】 受益と負担の適正化を図るため、各種検診の費用負担額について見直しを行います。</p>	H17 検討 ・実施	H18	H19	H20	H21	H22-26
5	<p>自転車等保管料の見直し</p> <p>【交通対策課】 放置自転車等保管料の見直しを行います。</p>	H17 検討	H18	H19 実施	H20	H21	H22-26

6	<p>使用料・手数料の見直し</p> <p>内容及びコスト、受益の度合を考慮し、適正な水準となるよう見直しを行います。</p> <p><使用料></p> <p>行政財産の目的外使用料の徴収</p> <p>【各公共施設等所管部署】</p> <p>行政財産使用料条例に基づき、行政財産の目的外使用に対し、応益負担の観点から使用料を徴収するとともに、用途や目的を妨げない範囲で公共施設等の目的外使用を積極的に活用することにより、自主財源の確保を図ります。</p> <p>保育料の見直し</p> <p>【児童課】</p> <p>【学校教育課】</p> <p>保育所及び市立幼稚園保育料の改正を行います。</p> <p>その他の使用料の見直し</p> <p>【行財政改革推進部】</p> <p>既定の施設使用料について、応益負担の原則に立った見直しを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針の策定 ・指針に基づく使用料の見直し <p><手数料></p> <p>印鑑登録カード再発行手数料等の見直し</p> <p>【市民課】</p> <p>印鑑登録カード（登録証）の紛失や改印による再発行に伴う手数料及び新規発行に伴う手数料を徴収します。</p> <p>[有料化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再発行に伴う手数料 ・新規発行に伴う手数料 	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		実施					
		検討			実施		
		検討	実施	実施			
		検討		実施			
		検討			検討	実施	

<p>郵送住民票等手数料の見直し</p> <p>【市民課】</p> <p>郵送請求による住民票等の発行に伴う手数料を徴収します。</p> <p>ごみ処理手数料の見直し</p> <p>【環境整備部総務課】</p> <p>一般廃棄物処理基本計画に基づき、手数料の見直しを行います。</p> <p>[有料化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみ（粗大） ・家庭系ごみ（普通） <p>[手数料の見直し]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみ <p>その他の手数料の見直し</p> <p>【行財政改革推進部】</p> <p>既定の手数料について、実費相当額の原則に立った見直しを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針の策定 ・指針に基づく手数料の見直し 	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
				検討	実施	
			検討	実施	実施	
		検討	実施	実施		

経費の節減・合理化

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	<p>各種報償費の見直し</p> <p>【行財政改革推進部】</p> <p>各種協議会等の委員や非常勤嘱託職員、事業等に伴う報償費について見直しを行い、削減を図ります。</p>	検討	実施				
2	<p>経常的投資経費の節減</p> <p>【企画課】</p> <p>道路、河川維持管理等の経常投資経費の事業査定について6年連続の5%シーリング（最高10%）を設定し、経費の節減を行ってきました。</p> <p>今後においては、事業の緊急性や必要性などを見極めつつ、引き続き経費節減に努めていきます。</p>	推進					

3	<p>P F I の活用</p> <p>【企画課】</p> <p>公共事業への P F I 手法の活用について調査、研究します。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
4	<p>経常経費の節減</p> <p>【財政課】</p> <p>平成7年度以来、マイナスシーリング（5%or10%）を行って経費の節減に努めてまいりました。</p> <p>今後においては、現行予算額を上限とし、引き続き効率性などを見極め、節減を図ります。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
5	<p>広報発行事業の見直し</p> <p>【広報公聴課】</p> <p>紙面構成を工夫し、掲載情報を充実することにより、発行を月1回に見直します。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
6	<p>郵便処理システムの導入</p> <p>【総務課】</p> <p>郵便発送業務の効率化を図るため、郵便料金計器を導入するなど郵便処理システムの改善を行います。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
7	<p>庁舎本館前等駐車場整理業務委託の見直し</p> <p>【総務課】</p> <p>庁舎本館来客用駐車場及び第2来客用駐車場整理員の委託人数の見直しを行います。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
8	<p>職員表彰規程の見直し</p> <p>【人事課】</p> <p>今日的価値基準に照らした見直しを行い、職員永年勤続表彰を廃止します。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26

9	<p>厚生会事業の見直し</p> <p>【人事課】</p> <p>【水道局総務課】</p> <p>今日的な視点から公費負担の見直しや事業の再構築を行います。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		検討	検討・実施				
10	<p>市税前納報奨金の見直し</p> <p>【納税課】</p> <p>市税前納報奨金を廃止します。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		検討		実施			
11	<p>納税貯蓄組合補助金の見直し</p> <p>【納税課】</p> <p>納税貯蓄組合への補助金を廃止します。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		実施					
12	<p>エコオフィスの推進</p> <p>【環境政策課】</p> <p>温室効果ガスの排出抑制、電気使用料金の削減等のため、庁舎における電気器具の使用状況を見直すなどエコオフィスを推進します。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		推進					
13	<p>個人給付金の見直し</p> <p>【保護課】</p> <p><生活困窮者見舞金></p> <p>生活困窮者見舞金を廃止します。</p> <p>【障害福祉課】</p> <p><障害者福祉金・特定疾患者見舞金></p> <p>自立支援法の動向を見極めながら、障害者施策の充実を図る中で廃止します。</p> <p>【高齢福祉課】</p> <p><ねたきり老人見舞金></p> <p>介護保険制度等高齢者施策の充実を踏まえ廃止します。</p> <p><長寿祝金等贈与事業></p> <p>長寿祝金贈与事業と長寿記念品贈呈事業を統合し、新たに長寿祝金等贈与事業を創設します。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		実施					
		検討		実施			
		検討	実施				
		検討	実施				

	【学校教育課】 <奨学金> 貸付への変更について検討します。 <就学援助費支給事業> 就学援助費支給事業の支給費目のうち就学奨励金を廃止します。	H17 検討	H18	H19	H20	H21	H22-26
14	門真市学童災害共済会に対する市負担金の見直し 【児童課】 【くすのき園・さつき園】 【保健給食課】 【青少年課】 門真市学童災害共済会に対する市負担金を廃止します。	H17 検討	H18 実施	H19	H20	H21	H22-26
15	老人・障害者福祉電話貸与事業の見直し 【障害福祉課】 【高齢福祉課】 通話料の市負担分を廃止します。	H17 検討	H18 実施	H19	H20	H21	H22-26

給与制度の適正化

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	各種委員会等の報酬の見直し 【行財政改革推進部】 各種委員会等の報酬について見直しを行い、削減を図ります。	H17 検討	H18 実施	H19	H20	H21	H22-26
2	特別職退職手当の見直し 【人事課】 【水道局総務課】 市長の退職手当を廃止し、他の特別職の退職手当についても40%～30%の減額を行います。	H17 検討	H18 検討 ・実施	H19	H20	H21	H22-26

3	<p>給料体系の見直し</p> <p>【人事課】</p> <p>【水道局総務課】</p> <p>国及び他の地方公共団体の職員、並びに民間事業の従事者の給与を考慮して、給料表の見直しを図ります。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		検討	検討・実施				
4	<p>特別職給料の減額</p> <p>【人事課】</p> <p>【水道局総務課】</p> <p>危機的な財政状況に対処するため、引き続き特別職給料の10%の減額を行います。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		実施					
5	<p>一般職給料の減額</p> <p>【人事課】</p> <p>【水道局総務課】</p> <p>危機的な財政状況に対処するため、一般職給料について、3%の減額を平成21年3月まで引き続き行います。 (現在、平成15年4月～18年3月までの3年間について、3%の減額を実施中)</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		実施					
6	<p>管理職手当の見直し</p> <p>【人事課】</p> <p>【水道局総務課】</p> <p>係長級職員への超過勤務手当等の併給の見直しを行います。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		検討・実施					
7	<p>管理職手当の減額</p> <p>【人事課】</p> <p>【水道局総務課】</p> <p>危機的な財政状況に対処するため、引き続き管理職手当を減額します。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		実施					
8	<p>住居手当の見直し</p> <p>【人事課】</p> <p>【水道局総務課】</p> <p>職員に支給する住居手当について、支給対象範囲と支給額の見直しを行います。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		検討		実施			

9	<p>超過勤務手当・休日給の節減</p> <p>【人事課】</p> <p>【水道局総務課】</p> <p>ノー残業デイの徹底、振替休日の活用等により、超勤や休日給の節減を図ります。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		推進					
10	<p>勤勉手当の見直し</p> <p>【人事課】</p> <p>【水道局総務課】</p> <p>公務員制度改革の動向を見極めつつ、勤勉手当への成績率の適用について、実施に向け検討します。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		検討			実施		
11	<p>特殊勤務手当の見直し</p> <p>【人事課】</p> <p>廃止を含めた見直しを行います。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		検討 ・実施					

補助金等の整理合理化

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	<p>補助金・助成金交付事業の見直し</p> <p>【行財政改革推進部】</p> <p>団体への運営費補助（助成）金について、終期の設定や事業補助への転換など抜本的な見直しを図ります。</p>	検討		実施			

公共工事コストの縮減

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	<p>公共工事のコスト縮減</p> <p>【行政管理課】</p> <p>公共工事コスト縮減行動計画を策定し、10%の工事コストの縮減を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定 ・計画に基づく工事コストの段階的縮減 	検討	実施	実施			

低未利用地の有効活用

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	<p>低未利用地の有効活用</p> <p>【行政管理課】</p> <p>「公有財産転用処分計画」に基づき、有効活用や処分を行います。</p>	検討・実施					

生活保護費の抑制

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	<p>生活保護費の抑制</p> <p>【保護課】</p> <p>生活保護制度の趣旨に基づき、ケースワーカーの体制強化や就労等生活相談の充実により、被保護世帯の自立を助長し、その抑制を図ります。</p>	推進					

2 行政の担うべき役割の重点化
委託等の民営化の推進

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	<p>広報紙配布業務の見直し</p> <p>【広報公聴課】</p> <p>【市民生活課】</p> <p>広報紙の配布方法を見直し、民間事業者に委託します。</p>	検討		実施			
2	<p>電話交換業務の委託化</p> <p>【総務課】</p> <p>退職者不補充等により、電話交換業務の委託化を図ります。</p>	H17 検討	H18 ・実施				H22-26
3	<p>本庁舎宿日直業務の一部委託化</p> <p>【総務課】</p> <p>非常勤職員等で行っている本庁舎宿日直業務のうち、警備等一部業務の委託化を図ります。</p>	H17 検討	H18 実施				H22-26
4	<p>公用車運転業務の委託化</p> <p>【人事課】</p> <p>退職者不補充等により、公用車運転業務の委託化を図ります。</p>	H17	H18 検討 ・実施				H22-26
5	<p>防疫用薬剤散布業務の一部委託化</p> <p>【市民生活課】</p> <p>災害等非常時への対応を除き、防疫用薬剤散布業務の委託化を図ります。</p>	H17	H18 検討	H19 実施			H22-26
6	<p>ごみ収集処理業務の委託化</p> <p>退職者不補充や職員配置の見直し等により、ごみ収集処理体制の効率化や業務委託の拡大を図ります。</p> <p>【環境センター施設課】</p> <p>< 焼却業務 ></p>	H17 検討	H18	H19	H20	H21	H22-26 実施

	<p>【環境センター業務課】 <ごみ収集業務> ・資源化ごみ収集業務の一部委託</p> <p>・粗大ごみ収集業務委託</p> <p>・一般ごみ収集業務の一部委託</p> <p><参考> ・ごみ収集体制の見直し (前) 90人体制 (後) 86人体制</p> <p>【減量推進課】 <資源化施設業務> ・計量業務委託 ・運転業務委託</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		検討		実施			
		検討					実施
		検討					実施
		実施					
		検討		実施			
		検討		実施			
7	<p>市立保育所の民営化</p> <p>【児童課】 多様化する地域の保育ニーズに柔軟かつ速やかに対応するため、公立保育所の役割を見直し、平成20年度から計3箇所程度を目標に民営化を推進します。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		検討			実施		
8	<p>道路維持管理業務の効率化</p> <p>【道路公園管理課】 退職者不補充等により、道路維持管理業務委託の拡大を図ります。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
					検討	実施	
9	<p>公園維持管理業務の効率化</p> <p>【道路公園管理課】 退職者不補充等により、公園維持管理業務委託の拡大を図ります。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
							実施
10	<p>水路等維持管理業務の効率化</p> <p>【水政課】 退職者不補充等により、水路等維持管理業務委託の拡大を図ります。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
					検討	実施	

11	<p>学校給食調理業務の委託化</p> <p>【保健給食課】</p> <p>退職者不補充等により、中学校給食を委託化するとともに、小学校給食の段階的实施に向け、検討します。</p> <p>〔H18 一中実施〕</p>	H17	H18 推進	H19	H20	H21	H22-26
12	<p>放課後児童クラブ業務の委託化</p> <p>【青少年課】</p> <p>経費の節減と保育の充実を図るため、保育業務を委託します。</p>	H17 検討	H18 実施	H19	H20	H21	H22-26
13	<p>その他の事務事業の委託化</p> <p>【行財政改革推進部】</p> <p>総務的事務や定型的業務を含めた事務事業全般にわたり民間委託等を総合的に推進するため、民間委託等に関する指針を策定し、計画的に委託化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間委託等に関する指針の策定 ・ 委託化メニューの抽出 ・ 指針に基づく委託化 	H17 実施	H18 実施	H19 実施	H20	H21	H22-26

2	<p>一部事務組合等に対する負担金の抑制</p> <p>【行財政改革推進部】</p> <p>【一部事務組合等所管部署】</p> <p>本市が構成市である一部事務組合等に対して、負担金の抑制を図るため、行財政改革の実施を求めています。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
			実施				

市民・NPO等との協働

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	<p>NPOの活用</p> <p>【企画課】</p> <p>NPOについての周知、及び各種事業への活用方策について検討します。</p>	検討					

3 事務事業の評価・見直し

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	職員提言制度の見直し 【企画課】 積極的に活用される職員提言制度への見直しを行います。	検討	実施				
2	各種審議会等のあり方 【企画課】 委員の多重兼職や在職期間等の見直しをはじめ、公募制の導入、女性参加の推進など、各種審議会等委員の選任に係る指針を策定します。	H17 検討	H18 実施	H19	H20	H21	H22-26
3	事務事業評価システムの導入 【行政管理課】 効率的・効果的な行財政運営を図るため、経済性、効率性、有効性の観点から評価を行う「事務事業評価システム」を導入します。	H17 検討	H18 試行	H19	H20 実施	H21	H22-26
4	各種協議会等の整理 【行政管理課】 各種協議会・委員会等の整理・合理化を図ります。	H17 検討	H18 実施	H19	H20	H21	H22-26
5	事務処理権限の見直し 【行政管理課】 迅速かつ能率的な事務処理の確保のため、処理権限の下位委譲を図ります。	H17 検討	H18 実施	H19	H20	H21	H22-26
6	公用車管理システムの導入 【総務課】 庁内LANによる公用車管理システムの導入を図ります。	H17 検討	H18 実施	H19	H20	H21	H22-26
7	公印押印の簡略化 【総務課】 公印押印省略基準を作成し、文書事務の簡略化、効率化を図ります。	H17 検討	H18 実施	H19	H20	H21	H22-26

8	<p>出退勤管理システムの導入</p> <p>【人事課】</p> <p>出退勤管理システムを導入することにより、出退勤管理を明確にし、服務や健康管理面での活用を図ります。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		検討	試行	実施			
9	<p>契約方法の見直し</p> <p>【管財契約課】</p> <p>透明性、競争性、公平性の観点から郵便入札制度を導入します。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		試行	実施				
10	<p>北部市民サービスコーナーのあり方</p> <p>【市民課】</p> <p>現在の利用状況を勘案し、コーナーの廃止をも含め、あり方の見直しを図ります。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		検討					
11	<p>事業系ごみの適正処理の推進</p> <p>【環境整備部総務課】</p> <p>事業系ごみの適正処理、料金負担の公平化を図るため、清掃指導員による指導強化、啓発の徹底を推進します。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		推進					
12	<p>養護老人ホームのあり方</p> <p>【福祉政策課】</p> <p>「高齢者保健福祉計画」に基づき、養護老人ホームのあり方について検討します。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		検討					
13	<p>市立幼稚園の適正配置</p> <p>【学校教育部総務課】</p> <p>適正規模・適当な環境のもと、集団生活を通して社会規範の学習ができるよう、市立幼稚園の適正配置について検討します。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		検討					
14	<p>小中学校区の再編と学校規模の適正化</p> <p>【学校教育課】</p> <p>小・中学校の統合について検討し、順次、実施します。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		検討 ・実施					

4 組織・機構等の簡素化・効率化

スピーディーで効率的な経営感覚を取り入れた体制の構築

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	<p>組織・機構の簡素、効率化</p> <p>【行政管理課】</p> <p>職員定員の適正化を図っていく中で、行政需要に対処すべく、柔軟で効率的かつスリムな組織・機構とするため、不断の見直しを行います。</p>	推進					

少数精鋭の組織づくり

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	<p>定員の適正化</p> <p>【人事課】</p> <p>定員適正化計画に基づき、平成17年4月1日の正職員数1,098人（全会計職員）を平成27年4月1日時点で825人以内とします。</p> <p>水道局は「6 その他」で再掲</p>	推進					
2	<p>再任用職員の有効活用</p> <p>【人事課】</p> <p>選考委員会の設置など選考方法の見直しや勤務形態の検討により、有効な活用を図ります。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		検討・実施					
3	<p>任用替制度の導入</p> <p>【人事課】</p> <p>職種の枠を超えた人材の活用を図るため、任用替制度を導入します。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		検討		実施			
4	<p>勤務体制の見直し</p> <p>【人事課】</p> <p>交替制勤務、フレックスタイム制の導入等について検討します。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		検討					

5	<p>施設職員の適正配置</p> <p>市立保育所等福祉施設職員配置の見直し</p> <p>【児童課】</p> <p>【くすのき園・さつき園】</p> <p>配置基準の見直し等により、職員配置の適正化を図ります。</p> <p>幼稚園教諭配置の見直し</p> <p>【学校教育部総務課】</p> <p>配置基準の見直し等により、幼稚園教諭配置の適正化を図ります。</p>	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
		検討 ・実施					
		検討					

人材育成の推進

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	<p>昇任制度の導入</p> <p>【人事課】</p> <p>昇任試験制度を導入します。</p>	検討			実施		
2	<p>人事評価制度の導入</p> <p>【人事課】</p> <p>職員の能力や勤務実績を客観的に評価するシステムを作ることにより、職員の能力と適性に応じた人事管理を行います。</p>	検討			実施		H22-26
3	<p>職員研修制度の拡充</p> <p>【人事課】</p> <p>政策形成能力等、分権時代に対応できる能力の向上を目指し、研修内容の充実を図ります。</p>	検討 ・実施					H22-26
4	<p>職員交流研修の推進</p> <p>【人事課】</p> <p>高度で専門的な知識、技術の修得と民間企業や他団体職員との交流を目的とした研修の拡充を図ります。</p>	検討 ・実施					H22-26

5	人材育成基本方針の策定 【人事課】 人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成基本方針を策定します。	H17 検討	H18 実施	H19	H20	H21	H22-26
---	--	-----------	-----------	-----	-----	-----	--------

電子自治体への取り組み

改革内容		H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	<p>電子自治体への対応</p> <p>【情報政策課】</p> <p><旧式（レガシー）システムの見直し> 汎用コンピュータ、オフコンを使用したシステムの見直しを行います。</p> <p>住民情報システム 住民記録、税、国保、選挙等の住民情報システムの見直しを行います。</p> <p>財務会計システム 人事給与システム 福祉等システム</p> <p><庁内情報共有システムの構築> 庁内の情報を一元的に管理し、情報の共有やコミュニケーションの活性化を図ります。</p> <p><地図情報システムの導入> 統合型地図情報システムを導入します。</p> <p><広域情報システムへの参加> 「大阪府電子自治体推進協議会」による共同開発、共同運営事業のスポーツ施設情報システム、電子入札システム等への参加を検討します。</p>	<p>検討</p> <p>実施 検討</p> <p>検討 ・実施</p> <p>検討</p> <p>検討 ・実施</p>	<p></p> <p>実施</p> <p></p>	<p></p> <p>検討</p> <p></p>	<p></p> <p>実施</p> <p></p>	<p></p> <p>実施</p> <p></p>	<p>実施</p>

5 市民の利便性・行政の透明性の向上
市民の利便性の向上

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	押印制度の簡略化 【行政管理課】 市に提出される文書への押印の簡略化を図ります。	検討	実施				
2	補助金等申請書類の簡素化 【行政管理課】 補助金申請に係る様式や添付書類の簡素化を図ります。	H17 検討	H18 実施	H19	H20	H21	H22-26
3	市ホームページによる各種申請書の提供 【情報政策課】 市ホームページによる各種申請書等の様式の提供を行います。	H17 検討	H18 実施	H19	H20	H21	H22-26
4	市立保育所・幼稚園の見直し 【児童課】 【学校教育課】 保育ニーズの多様化に対応するため、国の動向を踏まえつつ、幼保一元化について検討します。	H17 検討	H18	H19	H20	H21	H22-26
5	公金の納付機会の拡充 【収入役室】 市民の利便性を向上するとともに、収納率の向上を図るため、各種公金を納付する機会を拡充します。 <市税> コンビニエンスストアでの取り扱い <国民健康保険料> コンビニエンスストアでの取り扱い <保育所保育料> ・郵便振替 ・銀行、郵便局等での口座振替	H17 検討	H18 実施	H19	H20	H21	H22-26

	<p><放課後児童クラブ・留守家庭児童会・ふれあい活動各事業の利用料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便振替 ・銀行、郵便局等での口座振替 <p><その他の公金></p>	H17 検討 検討	H18 実施 実施 検討 ・実施	H19	H20	H21	H22-26
6	<p>放課後児童クラブ事業への集約 【青少年課】</p> <p>現行の留守家庭児童会事業、ふれあい活動事業をより充実させた放課後児童クラブ事業に順次集約します。</p>	H17 実施	H18	H19	H20	H21	H22-26

行政の透明性の向上

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	<p>パブリックコメント制度の導入 【企画課】</p> <p>パブリックコメントにかかる手続を整備し、新たな制度や計画の策定に際し、市民意見を反映させるパブリックコメント制度の導入を図ります。</p>	H17 検討	H18 実施	H19	H20	H21	H22-26
2	<p>外部監査制度の導入 【行政管理課】</p> <p>より適正な事務執行を図るため、外部監査制度の導入について調査・研究します。</p>	H17 調査 ・研究	H18	H19	H20	H21	H22-26
3	<p>予算編成手法の見直し 【財政課】</p> <p>総合的な施策の推進のため、マトリックス予算の導入など予算編成手法の見直しについて検討します。</p>	H17	H18 検討	H19	H20	H21	H22-26

6 その他

特別会計等の健全化

国民健康保険事業

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	国民健康保険料収納率の向上 【保険年金課】 収納推進員や短期臨時職員等による徴収体制の強化、納付指導の充実、納付機会の拡充（コンビニ収納）、短期被保険者証・資格証明書の発行、差押えの徹底等により、収納率の向上を図ります。 <目標> 現年収納率：毎年1%改善	推進					
2	前納報奨金の見直し 【保険年金課】 保険料前納報奨金を廃止します。	検討		実施			

公共下水道事業

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	前納報奨金の見直し 【下水道管理課】 受益者負担金前納報奨金の交付率の改正について検討します。	検討 ・実施					
2	使用料の見直し 【下水道管理課】 能率的な経営下における適正な原価を基礎とし、会計の健全な運営を確保できるよう見直しを行います。				検討	実施	

水道事業

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	定員の適正化（再掲） 【水道局総務課】 定員適正化計画に基づき、平成17年4月1日の正職員数63人を平成27年4月1日時点で48人とします。	推進					
2	水道事業の広域化 【水道局総務課】 持続的な水道の運営を実現するための方策として、広域化について検討します。	検討					

計画の推進

	改革内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22-26
1	<p>計画の推進</p> <p>【行財政改革推進部】</p> <p>本計画の推進体制の充実を図るとともに、様々な方法で市民、職員の意見・提言を受け、行財政改革の取り組みに反映します。</p> <p>< 懇話会 ></p> <p>門真市行財政改革推進懇話会において、定期的に本計画の進捗状況等を報告し、専門的な立場や市民の視点から行財政改革に関する提言を受けます。</p> <p>< 推進本部 ></p> <p>市長を本部長とする門真市行財政改革推進本部において、本計画の推進に係る総合調整を行います。</p> <p>< 職員による自主的な活動の推進 ></p> <p>行財政改革を推進するための提言等を行う職員の自主グループの立ち上げや各職場における自発的な改革改善運動の導入を検討するなど、職員の内在的な力を改革の推進に活かします。</p> <p>< 計画推進状況の公開 ></p> <p>計画の進捗状況等を広報紙やホームページ等を通じて市民に随時公表します。</p>	推進					

財政の再建

「 実現に向けた方策」に掲げる推進項目を実行することにより、その効果を十分に活用し、財政の再建を確実なものとしします。

1 財政収支の見通し（平成 17～26 年度 普通会計ベース）

収支推計の設定条件

現行制度を基に人口推計を加味し、国内総生産（GDP）については安定低成長が続くものとして、明確になっている制度改正を踏まえ、平成 16 年度の決算や過去の実績、また、平成 17 年度予算・決算見込みなどを考慮しています。

< 歳入について >

市税

- ・ 個人市民税：国内総生産（GDP）の見通しから若干の所得の伸びを見込むとともに、人口減による納税義務者数の減や、平成 18 年度からの老年者控除の廃止など税制改正を加味しています。

- ・ 法人市民税：主要法人を中心に国内総生産（GDP）の見通しなどを参考にしています。

- ・ 固定資産税：評価替や地価下落を反映しています。

繰入金：平成 16 年度末基金残高（土地開発基金を含む）に実質収支に対応する積立金を含めた総額を繰り入れています。

地方交付税：現行制度で市税収入の推移や人口推計などを考慮しています。

市債：各年度に減税補てん債及び臨時財政対策債を計上するとともに、普通建設事業に伴う新規発行債を計上しています。

国庫支出金：歳出との見合いで算定しています。

府支出金：歳出との見合いで算定しています。

その他

- ・ 地方譲与税：各年度に所得譲与税を計上しています。

< 歳出について >

人件費：総職員数を抑制しています。

扶助費

- ・生活保護：平成 16 年度決算額を基に、平成 17～20 年度は 5 %、平成 21～22 年度は 3 %の伸びを、平成 23 年度以降は人口推計を考慮して伸び率ゼロとしています。
- ・児童扶養手当、児童手当：平成 16 年度決算額を基に、人口推計を考慮しています。

公債費：市債の発行額を基に算定しています。

物件費：平成 17 年度決算見込みの額を基に、一定の伸びを見込み、後年度必要経費を加味しています。

普通建設事業：各年度の建設事業見込み額を基に算定しています。

その他

- ・補助費：平成 17 年度決算見込みの額を基に、一定の伸びを見込んでいます。
- ・繰出金：平成 17 年度決算見込みの額を基に、一定の伸びを見込んでいます。

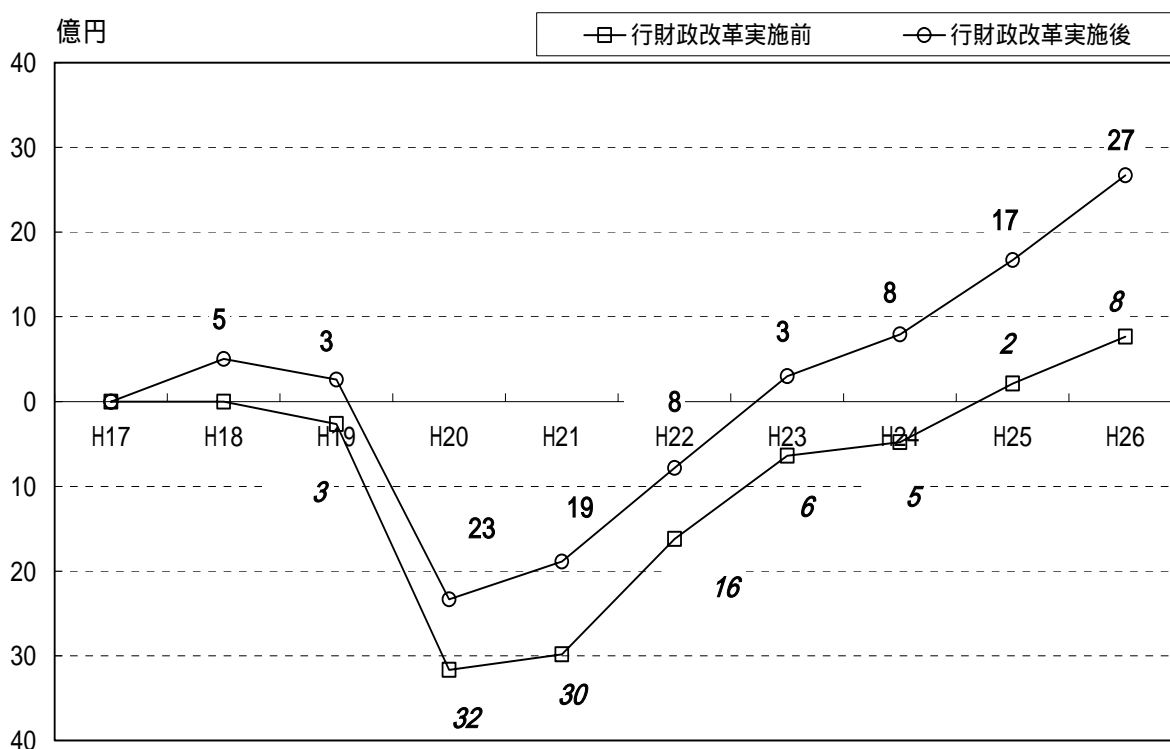
収支見通し（平成 17～26 年度 普通会計ベース）

	H17	H18	H19	H20	H21
< 歳入 >					
自主財源	22,600	23,289	23,457	20,138	19,944
市税	18,924	18,627	18,744	18,848	18,654
個人市民税	4,448	4,736	4,750	4,769	4,807
法人市民税	1,875	1,832	1,928	1,936	1,936
固定資産税	9,466	9,053	9,086	9,173	9,008
その他の税	3,135	3,006	2,980	2,970	2,903
繰入金	1,822	3,372	3,423		
その他	1,854	1,290	1,290	1,290	1,290
依存財源	23,396	21,853	21,891	22,247	22,561
地方交付税	5,025	4,876	4,736	4,760	4,861
市債	3,592	2,568	2,499	2,499	2,499
国庫支出金	9,073	9,075	9,314	9,648	9,853
府支出金	2,420	2,205	2,213	2,211	2,219
その他	3,286	3,129	3,129	3,129	3,129
合計	45,996	45,142	45,348	42,385	42,505
< 歳出 >					
義務的経費	29,124	29,942	30,368	30,451	30,226
人件費	11,133	11,226	11,077	10,858	10,319
扶助費	13,476	13,954	14,398	14,855	15,141
公債費	4,515	4,762	4,893	4,738	4,766
物件費	4,154	4,285	4,460	4,478	4,512
普通建設事業	4,299	2,548	2,228	2,000	2,000
その他	8,419	8,367	8,558	8,621	8,750
合計	45,996	45,142	45,614	45,550	45,488
歳入歳出差引額(A)			266	3,165	2,983
実質収支額			266	3,431	6,414
行革効果額(B)		502	524	830	1,094
効果額反映後 歳入歳出差引額(A+B)		502	258	2,335	1,889
効果額反映後 実質収支額		502	760	1,575	3,464

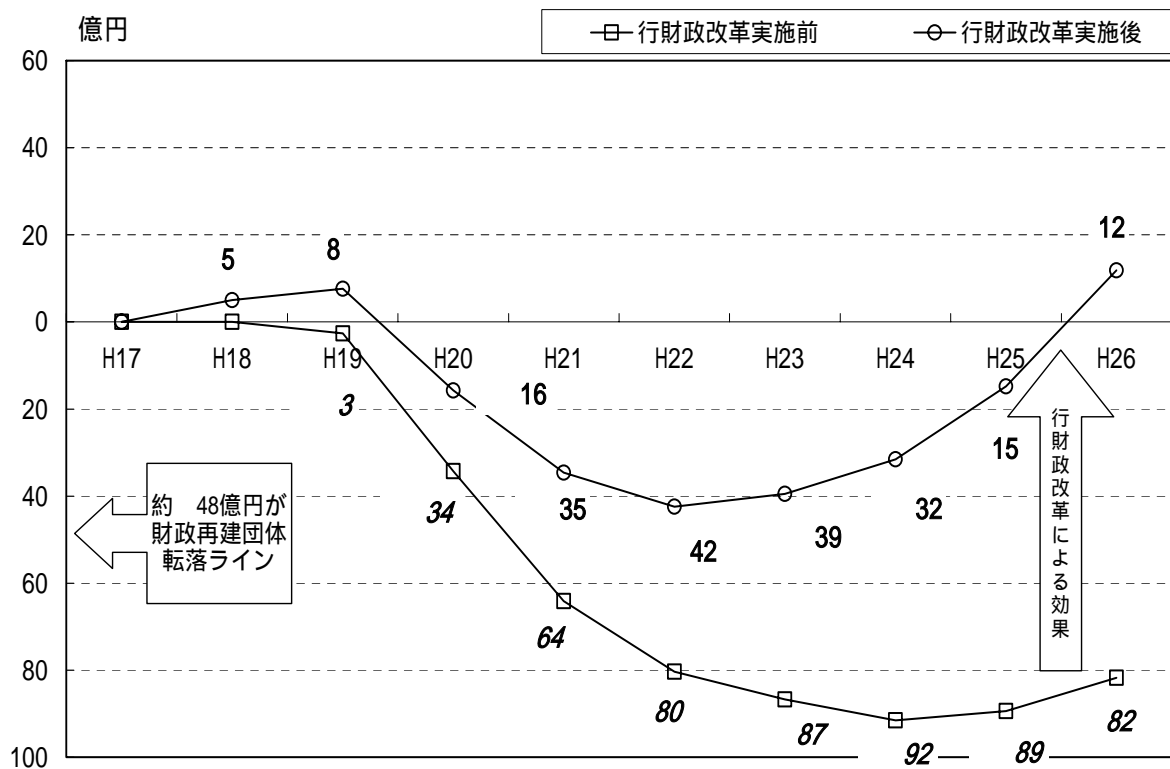
(単位：百万円)

H22	H23	H24	H25	H26	
20,054	20,174	19,977	20,101	20,230	自主財源
18,764	18,884	18,687	18,811	18,940	市税
4,802	4,800	4,797	4,796	4,795	個人市民税
1,936	1,936	1,936	1,936	1,936	法人市民税
9,104	9,207	9,051	9,156	9,265	固定資産税
2,922	2,941	2,903	2,923	2,944	その他の税
					繰入金
1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	その他
22,696	22,600	22,706	22,612	22,517	依存財源
4,778	4,693	4,809	4,725	4,639	地方交付税
2,499	2,499	2,499	2,499	2,499	市債
10,064	10,051	10,039	10,026	10,015	国庫支出金
2,226	2,228	2,230	2,233	2,235	府支出金
3,129	3,129	3,129	3,129	3,129	その他
42,750	42,774	42,683	42,713	42,747	合計
29,088	27,923	27,521	26,719	25,970	義務的経費
9,193	8,375	8,263	7,594	6,989	人件費
15,431	15,420	15,410	15,401	15,392	扶助費
4,464	4,128	3,848	3,724	3,589	公債費
4,523	4,560	4,569	4,604	4,615	物件費
2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	普通建設事業
8,760	8,931	9,072	9,177	9,395	その他
44,371	43,414	43,162	42,500	41,980	合計
1,621	640	479	213	767	歳入歳出差引額
8,035	8,675	9,154	8,941	8,174	実質収支額
837	940	1,272	1,458	1,902	行革効果額
784	300	793	1,671	2,669	効果額反映後 歳入歳出差引額
4,248	3,948	3,155	1,484	1,185	効果額反映後 実質収支額

歳入歳出差引額（単年度収支）の推移



実質収支額の推移



2 行財政改革の推進による効果

効果額の内訳

歳入の増加によるもの（合計30億85百万円の歳入増）

市税収納率の向上……徴収体制の強化などによる収納率の向上

使用料・手数料の見直し……保育所・幼稚園保育料、ごみ処理手数料
の見直しなど

その他……低未利用地の売却、広告収入の確保など

歳出の削減によるもの（合計62億74百万円の歳出減）

人件費の削減等……定員の適正化、特別職及び一般職給与の減額、
通勤・特殊勤務手当の見直し、委員等報酬の
削減など

経費の節減・合理化……市税前納報奨金の廃止、個人給付金の見直し
など

補助金等の見直し……各種団体に対する運営費補助金・助成金の見
直し

建設事業費の見直し……公共工事コスト縮減の実施

事務事業の委託化等……ごみ収集処理業務、電話交換業務、道路・公
園維持業務などの委託化

その他……土地開発公社の健全化

これら歳入歳出の効果額の合計額は93億59百万円となるものです。

行財政改革の推進による効果額

(単位：百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21
歳入の増加によるもの(A)		51	80	320	359
市税収納率の向上					18
使用料・手数料の見直し		4	73	313	334
その他		47	7	7	7
歳出の削減等によるもの(B)		451	444	510	735
人件費の削減等		449	319	556	923
経費の節減・合理化		15	132	132	124
補助金等の見直し			2	2	2
建設事業費の見直し			48	63	79
事務事業の委託化等		13	54	176	356
その他			3	67	37
合 計 (A+B)		502	524	830	1,094

	H22	H23	H24	H25	H26	累計額
歳入の増加によるもの(A)	418	438	472	469	478	3,085
市税収納率の向上	20	40	74	71	80	303
使用料・手数料の見直し	391	391	391	391	391	2,679
その他	7	7	7	7	7	103
歳出の削減等によるもの(B)	419	502	800	989	1,424	6,274
人件費の削減等	782	1,005	1,339	1,566	2,019	8,958
経費の節減・合理化	124	126	124	126	126	1,029
補助金等の見直し	2	2	2	2	2	16
建設事業費の見直し	79	79	79	79	79	585
事務事業の委託化等	486	589	607	649	669	3,599
その他	82	121	137	135	133	715
合 計 (A+B)	837	940	1,272	1,458	1,902	9,359

収支見通しについて

本計画実施前では、平成 21 年度の実質収支額が約 6 4 億円の赤字に達し、本市の財政再建団体ラインである約 4 8 億円の赤字を超え、財政再建団体へ転落し、以降、平成 25 年度において単年度収支での黒字となるものの、平成 26 年度においても、なお多額の赤字額が予想されます。

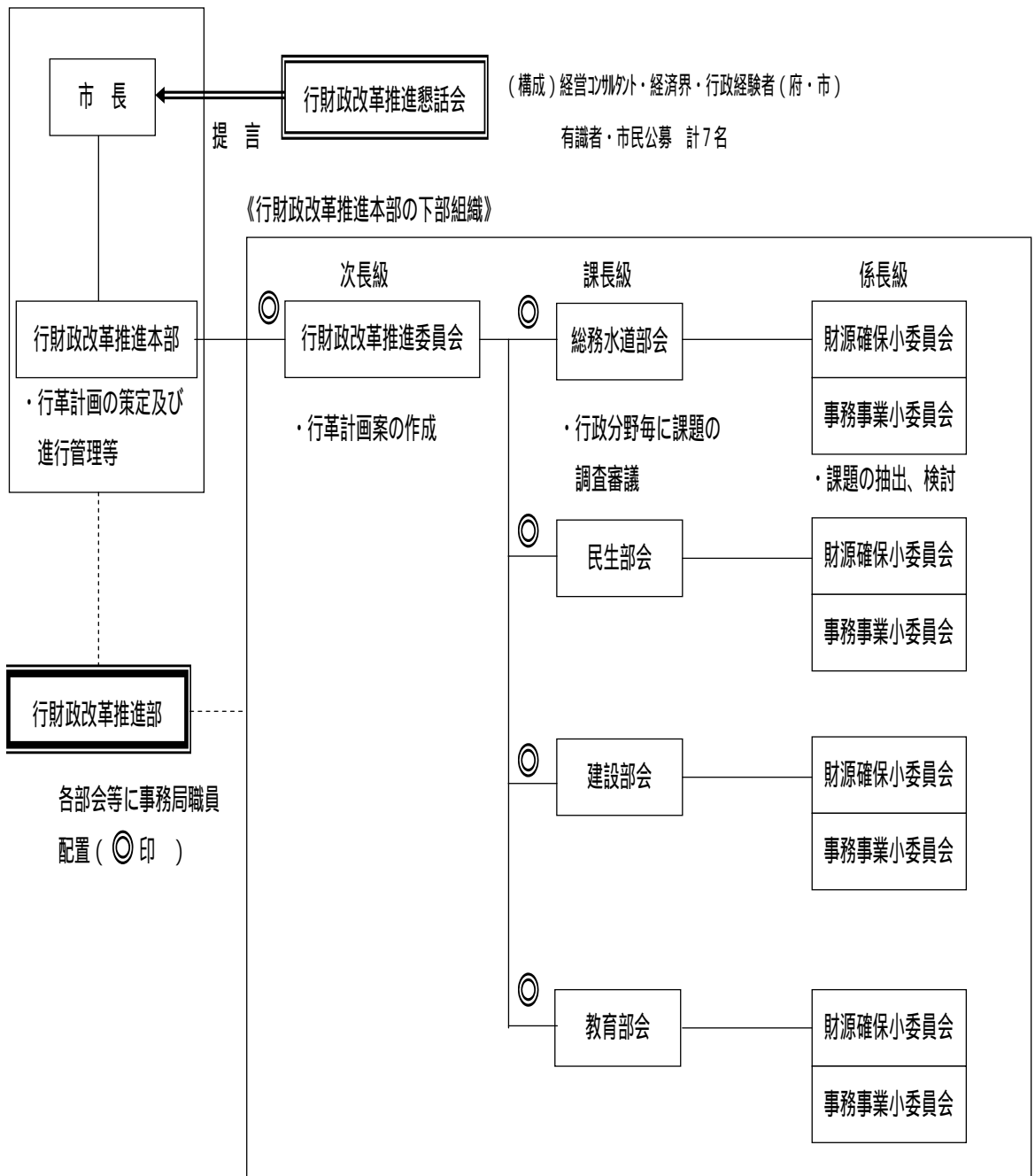
本計画の実施による効果額は、歳入歳出を合わせた効果額の累計額で約 9 4 億円となり、この効果額を加味した収支見通しでは、赤字額が最大となる平成 22 年度の実質収支額が約 4 2 億円の赤字となるものの、以降、平成 23 年度より単年度での黒字に転換し、本計画の最終年度となる平成 26 年度においては実質収支が黒字の見込みとなっています。

この結果、行財政改革の推進による効果により、財政再建団体への転落は回避できるものと考えられます。

しかしながら、社会情勢等の変化を見極めながら、改革への不断の努力を払い、健全な財政運営に努めなければならないものと考えております。

参考資料

1 行財政改革推進機構図



2 計画策定の経過

主な会議等

月	日	会議等
1	1	行財政改革推進部発足
	20	行財政改革推進本部会議
	24	(議会)行財政改革推進特別委員会
	27	行財政改革推進委員会
2	9	行財政改革推進本部会議
	18	(議会)行財政改革推進特別委員会
3	9	第1回門真市行財政改革推進懇話会
4	13	行財政改革推進委員会
	20	行財政改革推進本部会議
	25	第2回門真市行財政改革推進懇話会
5	10	(議会)行財政改革推進特別委員会
	27	行財政改革推進委員会
	31	行財政改革推進本部会議
7	27	行財政改革推進本部会議
11	14	行財政改革推進委員会
	21	第3回門真市行財政改革推進懇話会
12	2	行財政改革推進本部会議
	22	(議会)行財政改革推進特別委員会

行財政改革推進本部会議等開催状況

会議名	開催回数	会議名	開催回数
行財政改革推進本部会議	6回	小委員会	30回
行財政改革推進委員会	4回	総務水道部会 財源確保	4回
合同部会	1回	" 事務事業	6回
合同小委員会	1回	民生部会 財源確保	3回
正副部会長会議	1回	" 事務事業	4回
正副小委員会委員長会議	1回	建設部会 財源確保	3回
部会	12回	" 事務事業	5回
総務水道部会	5回	教育部会 財源確保	3回
民生部会	4回	" 事務事業	2回
建設部会	2回		
教育部会	1回	総合計	56回

3 門真市行財政改革推進懇話会関係

門真市行財政改革推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市行財政運営の一層の改善及び健全化を目指し、本市が取り組むべき諸課題及びその解決に向けた方策について幅広く意見を求めるために、門真市行財政改革推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

民間等における事業経営に関し識見を有する者

行政に関し識見を有する者

学識経験を有する者

公募による市民

前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総括し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、懇話会への出席又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員及び前条の規定により懇話会に出席した関係者は、会議において知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、行財政改革推進部において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 16 年 12 月 22 日から施行する。
(門真市行財政改善懇談会設置要綱の廃止)
- 2 門真市行財政改善懇談会設置要綱 (昭和 60 年 12 月 27 日施行) は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

門真市行財政改革推進懇話会委員名簿

平成 17 年 11 月 21 日現在

区分	氏 名	職	備 考
1号委員	大東 行人	(株)商業開発研究所代表取締役	会長
1号委員	木村 隆博	元) (株)ハーマンライフ 代表取締役社長	
2号委員	倉内 喜由	元) 大阪府総務部職員長 日本赤十字社大阪府支部事務局長	副会長
3号委員	谷口 悦子	公認会計士 (あずさ監査法人)	
4号委員	泥谷 直紀	市民	
1号委員	中道 市造	(株)天辻鋼球製作所相談役 守口門真商工会議所副会頭	H17.7.5 解嘱
2号委員	立成 良三	元) 大阪府建築部長 (財)大阪住宅センター理事長	H17.7.5 解嘱
2号委員	澤田 時夫	元) 門真市収入役 行政相談員	H17.7.5 解嘱
3号委員	藤江 宗一	元) 学校法人大阪国際学園広報室長	H17.7.5 解嘱

区分は、懇話会設置要綱第2条第2項の規定に基づくもの

1号委員：民間等における事業経営に関し識見を有する者

2号委員：行政に関し識見を有する者

3号委員：学識経験を有する者

4号委員：公募による市民

門真市行財政改革推進懇話会からの提言・意見

第1回（平成17年3月9日開催）

- ・ 門真市をどのような「まち」にしていくのかというビジョンをまず市民に示す必要がある。
- ・ 変化に対応するためには、職員が危機感を持ち、モチベーションをまず上げていくことが必要である。
- ・ 改革は中期的視野（2～3年）をもって進めることが必要である。
- ・ 世界的に変化している中で、門真市の行政を常に一定の歳入があることを想定して行っていることが時代遅れである。
- ・ プライマリーバランスを縮小・均衡でどう表していくか、歳入が減っていく中で歳出を抑える言い訳を、この懇話会に求めるのは間違いである。
- ・ 緊急避難的に財政を立て直すために歳出を抑えるというのは必要だが、門真市の財政基盤の再生（これからの財政基盤を何に求めるのか）という議論をしていくべきである。
- ・ 財政基盤の再生には数年から十数年かかるため、別添でつけるなどしてはどうか。
- ・ プライマリーバランスの縮小・均衡だけでは夢も希望もない。
- ・ ビジョンを示すときには抽象的なものでなく具体的なものを出したほうが市民にも行政に対する関心を持ってもらえる。
- ・ 縮小・均衡がベターではないが、基金依存体質に歯止めをかけなければいけないことから、中期的な視点を持って考えていかねばならない。
- ・ 職員に対しても研修などを通じた資質向上を望む。
- ・ 門真市は税、国保の徴収率が非常に悪い。徴収に対する意識が低かったのではないか。
- ・ 民営化の推進等は実施すべきだが、簡単にはいかないことから、7月中旬にまとめるものは第1次計画とし、続いて第2次第3次という形で、もう少しスパンを広げていってはどうか。

第2回（平成17年4月25日開催）

- ・ 国の指針にもPDCAに基づいて行政運営を行うようにと再三にわたり書いてあるが、企業では当然のことである。また、情報の公開についても再三言及されている。このことについては市広報に一工夫すべきではないか。

- ・ 現在の広報は市民として大変見やすいと思っている。意識のある人は一生懸命読むが、意識の低い人は、どんなに工夫しても読まないのではないか。
- ・ 府の広報のように広告を掲載して費用の一部を捻出しているような例もあるので検討してはどうか。
- ・ 税と国保の徴収率があまりにも悪すぎる。この問題を何とかしないとどうにもならないのではないか。
- ・ いろいろな改革項目があるが、まず税・国保の徴収率の向上一本に絞るべきではないか。
- ・ 税にしる国保にしる、徴収率が悪いということを一一般の市民は知らない。きちんと納めている者と納めていない者との差が大きく、口コミで払わない者が増えていくということが起きている。これは生活保護も同じである。そういった悪い連鎖反応を何とか断ち切らなければならない。PR だけではなく、罰則も含めて考えなければならないのではないか。
- ・ 国の指針に技能労務職の給与について、国の同種の給与を参考にしよう記述されているが、そうすべきではないか。
- ・ リストラを実施できる期間は、せいぜい2~3年である。短期的にはやらなければならないが、中・長期的にはもっと前向き計画が出てこなければいけない。しぼるのには限界がある。
- ・ 長期的に見れば密集住宅の改善が大きな課題だと思うが、建て替えの促進と良質な住宅の提供がまず必要である。そのためには土地の流動化策を講じる必要がある。
- ・ 門真市の南部は土地利用を進められる余地があり、これは近隣市と比較すれば門真市の財産であると思う。この財産をどのように活用していくのかといったところに人材を投入していかなければならないのではないか。
- ・ 電子自治体の問題では、市民サービスのIT化と、行政の業務のIT化がある。一般企業では、業務のIT化は情報センターを組織の中核に据えて行うものであり、行政でもこのような情報センターを中核に据え、組織を簡素化する研究をプロジェクトチームを組織してでも行うべきである。

第3回（平成17年11月21日開催）

〔門真市行財政改革大綱（素案）に関する主な意見等〕

- ・ 財政再建を果たすためには行政のスリム化が不可欠である。また、大綱と推進計画との間をつなぐものとして、以下のものをチェックするものが必要ではないか。
 - 市民サービスの低下につながらないか
 - 他市との比較（特に教育・福祉関係）
 - 職員のモラル低下につながらないか
 - まちづくりの観点からの根本的な歳入の増加策（現状を肯定した削減のみであり、縮小均衡の計画になっている）
- ・ 項目として様々なものが挙がっているが、必ず実施するもののみを入れるべきであり、そうでないものまで入れてしまうと計画自体がぼやけたものになる。

〔門真市行財政改革推進計画（素案）に関する主な意見等〕

- ・ 「広報発行事業の見直し」の項目において発行を月1回にとあるが、広報紙は市の情報を市民が知ることのできる貴重な情報源であり、その発行回数を減らすのではなく他の方法で削減してもらいたい。
- ・ 「市税収納率の向上」の目標値は、徴収率が低いことに対するきちんとした原因分析を行った上でのものであるのか。きちんとした分析が必要である。
- ・ 「広告収入の確保」についてはアイデアとしては面白いと思うが、利用者を視点において、広告の内容に対するガイドラインを作成する必要がある。
- ・ 公共施設の利用度を高めるためにはサービスの改善が必要であり、そのためにはPFIの活用や公設民営方式を実践すべきである。いずれにせよ、利用率・効率のアップを図るべきである。
- ・ 実現性を担保するために、もう少し項目を絞り込む必要があるのではないかと。例えば、段階を踏まえての実施というものも一考してはどうか。
- ・ 「生活保護費の抑制」については、被保護世帯の状況把握・分析を踏まえた上での対策が必要であると考えます。
- ・ 「市税収納率の向上」は非常に難しい問題であると思うが、実施する上でのコストは考えているのか。目標とする数値によってかかってくるコストも異なる。

- ・ 市民への「痛み」の問題を市民に納得してもらうためのアナウンスが必要であるのではないか。例えば、財政再建団体に転落した場合の状況など。
- ・ 市民に痛みを押し付けるだけでなく、市民に理解を得られるように、もう少し噛み砕いて分かり易いものをまちづくりにもつなげて出すようにしてもらいたい。
- ・ 民間の考え方ではもっと職員数を減らしても良いのではないかと感じる。ただし、「人員の減」と「給与の減」、また「職員の適正配置」を上手く組み合わせて職員のモラルの低下につながらないように気をつけなければならない。
- ・ 人事評価制度の導入に当たっては、評価者の研修が非常に重要であり、また、評価するウエイトを何処に置くかが重要となる。各職場の職員による理想の職員像や目標設定を実施するといったことを行ってもよいのではないか。また、職員間での議論も必要なのではないか。
- ・ 推進本部の位置付け・権限の明確化を行うべきである。「連携・協力」だけでは計画を推進することは無理であり、推進本部がOKしなければ予算化できないといった権限を持たすべき。
- ・ 今後、行財政改革を推進するために、市の施策の遂行にあたっては、今の行財政改革推進部が中心となって、きっちりとチェック機能を果たせるような組織体制が絶対に必要である。今後、市の機構や組織を見直される場合、この点に十分留意してほしい。
- ・ 「外部監査制度の導入」は「調査・研究」となっておりトーンが低くなっているが、外部の目で見るということは必要なことであると考え。
- ・ 歳入の増については、まちづくり、土地利用政策に目を向けないと財政基盤の強化にはつながらない。とりあえず歯止めをかけるために今計画を作成し実施することは必要であるが、他の場面においてはそういった議論を行わなければ、また同じことの繰り返しになる恐れがある。
- ・ 今回の計画は、とりあえず財政再建団体への転落を回避するための緊急避難的な意味合いの濃いものとして、一定やむを得ない面もあるが、根本的な解決にはならないと思う。今後は、長期的な観点から、構造的に安定した財源の確保を図るための方策をまちづくりの面からも考えられるよう強く要望する。

4 庁内組織体制関係

門真市行財政改革推進本部規程

(設置)

第1条 本市行財政運営の改善と健全化を推進するため、門真市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

行財政改革大綱の策定に関すること。

行財政改革推進計画の策定及び進行管理に関すること。

その他行財政運営の改善及び健全化に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長は市長の職にある者とし、副本部長は門真市長の職務を代理する助役の順序を定める規則（平成12年門真市規則第18号）に定める第1順位の助役の職にある者とする。

3 委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

助役（前項の助役を除く。）、収入役、教育長、水道事業管理者、理事、教育次長、市長室長、行財政改革推進部長、行財政改革推進部管理監、企画部長、総務部長、市民生活部長、市民生活部管理監、環境整備部長、保健福祉部長、都市整備部長、都市整備部技監、都市整備部管理監、建設事業部長、収入役室長、水道局長、水道局管理監、教育委員会事務局学校教育部長、教育委員会事務局社会教育部長、行政委員会総合事務局長、議会事務局長
--

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、副本部長が議長となる。

2 本部の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委員会)

第6条 本部は、第2条の所掌事務について必要と認めるときは、別に定めるところにより委員会を設置し、その事務の全部又は一部を行わせることができる。

(関係者の出席等)

第7条 本部は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて意見を

聴き、又は関係部局の長に対し必要書類の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定により会議への出席又は必要書類の提出を求められた関係職員又は関係部局の長は、速やかにこれに応じなければならない。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、行財政改革推進部において行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令達の日から施行する。
(門真市行財政改善推進本部規程の廃止)
- 2 門真市行財政改善推進本部規程(平成14年門真市訓令第6号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の門真市行財政改善推進本部規程に基づき門真市行財政改善推進本部が決定した事項については、本部に引き継がれるものとする。

(組織の特例)

- 4 当分の間、第3条第2項の規定の適用については、同項中「門真市長の職務を代理する助役の順序を定める規則(平成12年門真市規則第18号)に定める第1順位の助役」とあるのは、「理事」とする。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

門真市行財政改革推進委員会規程

(設置)

第1条 門真市行財政改革推進本部規程(平成14年門真市訓令第7号)第6条の規定に基づき、本市行財政運営の改善及び健全化について全庁的に検討するため、門真市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

行財政改革推進計画案の作成に関すること。

前号に掲げるもののほか、行財政運営の改善及び健全化に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は行財政改革推進部次長の職にある者とし、副委員長は企画部次長の職にある者とする。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者とする。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(部会)

第6条 委員会を補佐するため、委員会に次に掲げる部会を置く。

総務水道部会

民生部会

建設部会

教育部会

2 前項各号に掲げる部会(以下「部会」という。)は、次に掲げる事項を調査し、審議する。

財源の確保に関すること。

事務事業の見直しに関すること。

前2号に掲げるもののほか、行財政運営の改善及び健全化に必要な事項に関すること。

3 部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

- 4 部会長及び副部会長は、委員長が指名する。
- 5 委員長は、部会相互間の連絡調整を図るため、正副部会長会議を招集することができる。

(小委員会)

第7条 部会を補佐するため、部会ごとに次の各号に掲げる小委員会を置き、当該小委員会において、それぞれ当該各号に定める課題を抽出し、検討する。

財源確保小委員会 財源の確保についての課題

事務事業小委員会 事務事業の見直しについての課題

- 2 前項各号に掲げる小委員会(以下「小委員会」という。)は、別表第3に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 小委員会の委員長及び副委員長は、部会長が指名する。

(関係職員の出席等)

第8条 委員会、部会又は小委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて意見を聴き、又は関係課に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(提言)

第9条 委員会は、すべての職員から委員会の所掌事務に関する提言を募集することができる。

(報告)

第10条 委員会は、第2条第1号の行財政改革推進計画案を作成したときは、速やかに門真市行財政改革推進本部に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 委員会、部会及び小委員会の庶務は、行財政改革推進部において行う。

(細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会、部会及び小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令達の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程による改正後の門真市行財政改革推進委員会規程別表第1から別表第3までの規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則
この規程は、令達の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

市長室次長、総務部次長、市民生活部次長、環境整備部次長、保健福祉部次長、都市整備部次長、建設事業部次長、水道局次長、教育委員会事務局学校教育部次長、教育委員会事務局社会教育部次長、議会事務局次長

別表第2（第6条関係）

1 総務水道部会

企画部	財政課長、行政管理課長
総務部	総務課長、人事課長、管財契約課長、納税課長
水道局	総務課長

2 民生部会

市民生活部	商工農政課長、市民文化課長
環境整備部	総務課長
	環境センター
保健福祉部	福祉政策課長
	福祉事務所

3 建設部会

都市整備部	都市政策課長、地域整備課長
建設事業部	道路公園管理課長、下水道管理課長

4 教育部会

教育委員会 事務局	学校教育部	総務課長、保健給食課長
	社会教育部	社会教育課長、青少年課長

別表第3（第7条関係）

1 総務水道部会

財源確保小委員会

企画部	財政課長代理
総務部	管財契約課管財係長、市民税課長代理、資産税課家屋係長、納税課長代理
水道局	総務課経理係長

事務事業小委員会

企画部	企画課係長、財政課係長、行政管理課主幹、情報政策課システム係長、広報公聴課広報係長
総務部	総務課文書係長、人事課長代理、人事課給与厚生係長、防災課係長
収入役室	審査係長
水道局	業務課業務係長、工務課長代理

2 民生部会

財源確保小委員会

市民生活部	市民生活課長代理、市民課総務係長、保険年金課長代理、市民文化課係長
環境整備部	総務課主幹
	環境センター
保健福祉部	健康増進課健康増進係長
	福祉事務所

事務事業小委員会

市民生活部	市民生活課地域振興係長、商工農政課係長、人権政策室主幹
環境整備部	環境政策課係長（企画担当）、浄化センター施設係長
	環境センター

保健福祉部		福祉政策課企画係長、知的障害児通園施設さつき園係長兼肢体不自由児通園施設くすのき園係長、養護老人ホーム係長
	福祉事務所	保護課主幹、障害福祉課係長、高齢福祉課係長、福祉医療課医療助成係長

3 建設部会

財源確保小委員会

都市整備部	建築指導課開発指導係長
建設事業部	建設総務課係長、交通対策課係長、下水道整備課長代理

事務事業小委員会

都市整備部	都市政策課企画係長、地域整備課長代理、建築指導課建築指導係長、施設営繕課営繕係長
建設事業部	道路公園整備課係長、水政課係長

4 教育部会

財源確保小委員会

教育委員会 事務局	学校教育部	学校教育課長代理、学校教育課学務係長、保健給食課長代理
	社会教育部	社会教育課社会体育係長

事務事業小委員会

教育委員会 事務局	学校教育部	総務課長代理、施設課係長、学校教育課振興係長
	社会教育部	社会教育課社会教育係長、市史編さん課主幹、図書館係長

門真市行財政改革推進計画

「市政の再生」、「財政の再建」の実現に
向けて

平成 17 年 12 月

門真市行財政改革推進部

〒571-8585 大阪府門真市中町 1 - 1

電話番号 06(6902)1231・072(885)1231